

インターネット専用普通預金規定

第 1 条 預金の預け入れ

1. インターネット専用普通預金（以下、この預金という）への預け入れは、次の方法で行うことができます。
 - (1) 当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータおよび当行所定のスマートフォン（インターネットに接続できる携帯情報端末）を利用した当行に開設されているお客さまご本人名義の他の預金口座からの振替
 - (2) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下、「ATM等」という）からの現金の受け入れ
 - (3) 内国為替による振込金の受け入れ
2. 内国為替による振込金の受け入れについて、振込通知の発信銀行から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、お客さまに事前に通知することなく当該振込金の入金記帳を取り消します。

第 2 条 預金の払い戻し

1. この預金の払い戻しは、次の方法で行うことができます。
 - (1) 当行所定のネットワークに接続できるパーソナルコンピュータおよび当行所定のスマートフォン（インターネットに接続できる携帯情報端末）を利用した当行に開設されているお客さまご本人名義の他の預金口座への振替、当行に開設されている他のお客さま名義の口座宛または他行宛の振込
 - (2) 当行および当行と提携している金融機関等の現金自動預入払出兼用機（現金自動預金機、現金自動支払機を含む。以下、「ATM等」という）からの現金による払い戻し
 - (3) 当行所定の手続きによる各種料金などの口座振替
2. 同日にこの預金から複数件の払い戻しをする場合に、その総額が出金可能額を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。取引実行時点において払い戻すべき金額が不足しているときには当該取引の依頼は取消されたものとみなし、これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

第 3 条 利用条件

1. この預金の預け入れ、払い戻し、解約は、原則として当行本支店の窓口で取引することはできません。
2. この預金は通帳または、証書の発行はいたしません。
3. この預金は少額貯蓄非課税制度（マル優）の対象とすることができません。
4. この預金は融資・ローンの担保とすることができません。
5. この預金は手形、小切手、配当金領収書等その他証券類を受け入れることができません。

第 4 条 利息

1. この預金の利息は、毎日の最終残高 1,000 円以上について、当行所定のインターネット専用普通預金利率によって計算のうえ、付利単位を 1 円として毎年 2 月と 8 月の当行所定の日に、この預金に組み入れます。

2. 利息の計算は、1 年を 365 日とする日割計算とし、円未満は切り捨てます。
3. 利率は金融情勢の変化などにより変更することがあります。

第 5 条 譲渡、質入れ等の禁止

1. この預金にかかる預金契約上の地位およびこの取引に関する一切の権利については、譲渡、質入れ
その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
2. 当行がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

第 6 条 保険事故発生時における預金者からの相殺

1. この預金は、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することが
できます。なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者
の当行に対する債務で預金者が保証人になっているものを担保するために質権等の担保権が設定さ
れている場合にも同様の取扱いとします。
2. 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - (1) 相殺通知は書面によるものとし、当行に対し複数の借入金等の債務がある場合には充
当の順序方法を当行所定の方法で届け出てください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、
当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺
されるものとします。
 - (2) 前号の充
当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充
当いたします。
 - (3) 第 1 号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議
を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
3. 相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺
通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。なお、借入金
等を期限前弁済することにより発生する損害金等は支払を要しないものとします。
4. 相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
5. 相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定め
によるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合
においても相殺することができるものとします。

第 7 条 規定の準用

本規定に定めのない事項については、bankstage 利用規定、インターネット支店利用規定、各種預金規定等当行の他の規定、規則、および当行の手続き、取引慣例等により取扱うものとします。

第 8 条 規定の変更

1. 本規定の各条項は、金融情勢の状況の変化等その他相当の事由があると認められる場合には、当行
ホームページによる公表で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2021 年 1 月 4 日現在)